

## 熊本県インターネットプロバイダ連絡部会規約

### (位置づけと名称)

第1条 本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会の部会として設置するもので、名称を熊本県インターネットプロバイダ連絡部会（以下「部会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 部会は、部会員相互及び警察と緊密に連携し、各種情報交換や防犯意識の普及高揚等諸対策の推進に努め、インターネット等情報ネットワークを利用した犯罪の被害及びその拡大防止と違法・有害情報の排除を図るとともに、サイバー犯罪の捜査に協力することにより、業界の健全な発展及びネットワーク社会における県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を推進する。

- (1) 部会員相互及び警察との連携強化と情報交換
- (2) サイバー犯罪防止対策の推進
- (3) サイバー犯罪防止のための啓発活動と防犯意識の普及高揚活動
- (4) その他部会の目的を達成するために必要な事項

### (組織構成)

第4条 部会は、熊本県内においてインターネット・プロバイダを営む者で、部会の目的に賛同して入会した者をもって組織する。

- 2 部会員になろうとする者は、部会長の承認を受けなければならない。
- 3 部会を脱会するときは、その旨を部会長に届け出なければならない。

### (役員を選任等)

第5条 部会に次の役員を置く。

- |      |    |
|------|----|
| 部会長  | 1名 |
| 副部会長 | 1名 |

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(アドバイザー)

第7条 部会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、部会員の同意を得て部会長が委嘱し、会議等で意見を述べることができる。

(会議)

第8条 会議は、第2条の目的達成のため、必要の都度開催することとし、部会長がこれを召集する。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、熊本ソフトウェア株式会社に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、規約の変更及び部会の運営に必要な事項は、部会においてその都度これを協議する。

#### 附 則

- 1 本規約は、平成12年 7月25日から施行する。
- 2 部会の設立当初の役員任期は、第6条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 3 平成26年12月15日 下記改訂
  - ・目的 第2条
  - ・活動 第3条 2, 3項
- 4 平成28年12月15日 下記改訂
  - ・位置づけと名称 第1条
5. 平成29年11月21日 下記改訂
  - ・第一条 本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会の部会として設置するも・・・